

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧			
料金表			
第1表 接続料金			
第1 網使用料			
2 料金額			
2 - 1 ~ 2 - 6 の 2 (略)			
2 - 6 の 3 イーサネットフレーム伝送機能			
2 - 6 の 3 - 1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額			
1 中継局イーサネットスイッチごとに月額			
区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	<u>371,250 円</u>	—
2 - 6 の 3 - 2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額			
都道府県の区域ごとに月額			
区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>129,618 円</u>
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>175,489 円</u>
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>209,464 円</u>
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>237,252 円</u>
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>261,710 円</u>
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>283,313 円</u>
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>303,013 円</u>
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>321,284 円</u>
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>338,129 円</u>
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>354,022 円</u>
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>480,116 円</u>
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>573,853 円</u>
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>651,412 円</u>
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>718,502 円</u>
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>778,930 円</u>
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>834,124 円</u>
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>885,036 円</u>
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>932,616 円</u>		
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>977,342 円</u>		
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>1,333,712 円</u>		
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>1,602,052 円</u>		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>1,827,091 円</u>		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>2,024,531 円</u>		

新			
料金表			
第1表 接続料金			
第1 網使用料			
2 料金額			
2 - 1 ~ 2 - 6 の 2 (略)			
2 - 6 の 3 イーサネットフレーム伝送機能			
2 - 6 の 3 - 1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額			
1 中継局イーサネットスイッチごとに月額			
区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	<u>341,667 円</u>	—
2 - 6 の 3 - 2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額			
都道府県の区域ごとに月額			
区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>137,467 円</u>
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>183,350 円</u>
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>216,453 円</u>
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>244,231 円</u>
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>267,750 円</u>
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>288,606 円</u>
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>307,333 円</u>
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>324,994 円</u>
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>341,058 円</u>
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>356,590 円</u>
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>475,166 円</u>
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>561,794 円</u>
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>633,512 円</u>
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>694,581 円</u>
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>749,793 円</u>
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>799,148 円</u>
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>845,308 円</u>
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>887,740 円</u>		
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>927,511 円</u>		
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>1,240,551 円</u>		
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>1,472,124 円</u>		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>1,663,228 円</u>		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>1,828,775 円</u>		

	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,202,462 円
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,366,593 円
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,518,828 円
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,662,022 円
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,798,079 円

	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,977,282 円
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,112,477 円
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,237,023 円
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,354,114 円
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,463,751 円

2-6の3-3 単料料金区域における通信に係る部分の料金額

単料料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単料料金区域における通信に係るものに限ります。)		
	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	214,799 円	
	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	290,824 円	
	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	347,137 円	
	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	393,200 円	
	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	433,743 円	
	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	469,555 円	
	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	502,213 円	
	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	532,505 円	
	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	560,432 円	
	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	586,783 円	
	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	795,878 円	
	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	951,357 円	
	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,080,027 円	
	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,191,350 円	
	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,291,634 円	
	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,383,245 円	
	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,467,760 円	
	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,546,755 円	
	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,621,019 円	
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,213,058 円		
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,659,227 円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,033,643 円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,362,327 円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,658,683 円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,932,172 円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,185,949 円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,424,745 円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,651,714 円		

2-7-2-12 (略)

2-6の3-3 単料料金区域における通信に係る部分の料金額

単料料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単料料金区域における通信に係るものに限ります。)		
	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	234,880 円	
	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	313,406 円	
	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	370,116 円	
	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	417,736 円	
	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	458,083 円	
	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	493,885 円	
	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	526,051 円	
	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	556,399 円	
	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	584,020 円	
	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	610,732 円	
	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	815,128 円	
	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	964,982 円	
	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,089,382 円	
	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,195,603 円	
	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,291,824 円	
	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,378,046 円	
	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,458,813 円	
	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,533,218 円	
	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,603,077 円	
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,157,133 円		
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,572,107 円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,917,996 円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,220,251 円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,493,416 円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,743,856 円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,976,116 円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,195,649 円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,402,456 円		

2-7-2-12 (略)

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	一般収容局ル ータにおける 1 I P通信網 収容装置ごと に月額	<u>1,926,143円</u>	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	1 ポートごと に月額	<u>4,708,333円</u>	_____
(3) ~ (4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機 接続ルーティ ング伝送機能	1 通信ごとに	<u>1.1068円</u>	_____
	1 秒ごとに	<u>0.021174円</u>	_____

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	一般収容局ル ータにおける 1 I P通信網 収容装置ごと に月額	<u>1,524,156円</u>	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	1 ポートごと に月額	<u>4,583,333円</u>	_____
(3) ~ (4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接 続ルーティン グ伝送機能	1 通信ごとに	<u>1.1467円</u>	_____
	1 秒ごとに	<u>0.017240円</u>	_____

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日西設相制第 94 号)

この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。